

岡山県立邑久高等学校運動部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) スポーツを通して生徒の体力や技能の向上を図る。
- (2) 年齢や生活背景の異なる集団での活動を通して生徒の社会適応力の向上を図る。

2 現在設置している運動部

野球部	テニス部	バドミントン部
サッカー部	ヨット部	バスケットボール部
陸上競技部	剣道部	バレーボール部

3 活動時間及び休養日について

- (1) 活動時間 1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、休日や午前中で放課となる場合は3時間程度とする。ただし、公式戦前等、必要な場合に限り延長願いを校長に提出し、認められた場合には、1時間程度活動の延長をすることができる。なお、年間の活動時間は週平均16時間未満とするように努力する（学校で参加する大会等の活動時間を除く）。
- (2) 休養日 原則として、1週間の中で2日の完全休養日を設ける。また、長期休業中には連続した3日以上休養日を設ける。
- (3) 定期考査 定期考査1週間前及び考査最終日朝までの部活動は原則禁止とする。ただし、公式戦前等、必要な場合に限り活動願いを校長に提出し、顧問の指導のもと平日1時間程度の活動をすることができる。

4 その他

- (1) 年間活動計画について
各部の第一顧問は、前年度3月15日まで「年間活動計画（暫定版）」を作成し、校長に提出する。新年度顧問は4月15日までに「年間活動計画（完成版）」を作成し、校長に提出する。
- (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
年度当初の新入部員の登録や在籍確認のため、また、部の在り方、予算、活動の方法等を共通理解するために適宜、部顧問会議を開催する。
- (3) 部費の取扱いについて
必ず金融機関等の口座を開設し、通帳等必要帳簿の記帳、及び出納簿の記入を以って厳正に管理する。また、管理責任者の他に（PTAからの選出者による）監査役を置き、複数名で管理する。
- (4) 大会参加、県外遠征等
主催者が高等学校体育連盟・日本高等学校野球連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、年間活動計画にあげて校長の承認を得ておく。

申し合わせ事項

① 完全休養日 早朝練習、放課後練習、自主練習、ミーティングを含め活動をしない。

② 年間活動計画

顧問は前年度 3 月 15 日までに「年間活動計画（暫定版）」を校長に提出し、新年度発足後、4 月 15 日までに「年間活動計画（完成版）」を校長に再度提出する。

「年間活動計画（暫定版）」は在校部員に、「年間活動計画（完成版）」は部結成の際に、全部員に配付する。

③ 毎月の活動計画

顧問は翌月の活動計画を前月の 15 日までに作成し、校長に提出すると同時に部員にも配付する。また、前月分の活動実績を作成し、校長に提出する。